

焼津市農業委員会 11 月総会議事録

1 日時

令和7年11月17日（月）午後2時00分 ～ 午後3時30分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1B

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	15	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	16	横山 文哉	×
3	山下 早苗	○	10	栢村 輝夫	×	17	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	○	11	村松 正二	○	18	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	12	村松 章	○	19	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	13	梅原 利浩	×			
7	藁科 光生	○	14	吉田 とり	○			

4 事務局出席者

局長 小長谷邦博 主幹 望月誉之 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について

第5号 農業用施設証明願について

第6号 現況農地であることの証明願について

第7号 農地法第4条の規定による届出の取消願について

第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

第9号 転用等確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第3号 農地法第5条の規定による許可について

第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>16名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和7年11月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。</p> <p>4番、桜井亮平委員、17番、河合英夫委員兩名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第9号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【報告第1号から報告第9号までを朗読】
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>無いようですので、質疑見を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。報告第1号から9号までを一括して承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>それでは、報告第1号から9号を承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号20を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号20を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、坂本の特別養護老人ホーム高麓から西側300mほどに位置している農業振興地域内の農用地です。</p> <p>譲渡人は近隣に居住しており、現在も耕作しておりますが、譲受人から取得したい要望があり、応じました。譲受人も近隣で居住しています。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況について問題なく、現在の他の経営地の耕作状況は良好であり、周辺の農地への農業上の利用や影響は無いと考えます。今後の営農計画からも、確実に耕作できることを確認しました。事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 23番	<p>ただいま事務局から詳細な説明があったとおりでございます。</p> <p>申請地は焼津岡部線の通りから西側のところでございます。付近は一般住宅と事業所、あと水田が点在する地域であります。</p> <p>東側は用水路を経て田んぼとなっております。西側は用水路併設の道路で、南北は両方とも田ですね。</p> <p>申請地は区画整理されたところの真ん中にある水田になります。</p> <p>所有権の移転だけでですね、継続して水稻の耕作をする予定であるということですので、特に問題は無いと思われまます。</p>

	<p>付近に与える影響も全くありませんので、地区審査では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の、番号20を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号の番号20は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号の番号21を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号21を朗読後、説明】</p> <p>申請地は国道150号線日本坂トンネル出口から南西へ約800mほどに位置している農業振興地域内の農地です。</p> <p>譲渡人は令和2年5月に3条申請で許可を受け耕作を行っていました。しかし、高齢から耕作が難しくなり、市外からの行き来についても運転免許証を返納したため、耕作地に通うことが困難となっていました。</p> <p>譲受人は近隣市に在住し、譲渡人の弟です。会社を経営していますが、兼業農家で、自作地を現在も耕作しています。</p> <p>今般、申請地の畑を耕作するため、譲渡人である兄との間で売買の合意が得られたため、申請に及んだものであります。</p> <p>譲受人も高齢ですが、現在も自作地で耕作、収穫、管理を行っており、申請地でも野菜を中心とした耕作を予定しています。</p> <p>農機具等の保有状況も問題なく、住まいから片道10分ほどで通い耕作する予定です。</p> <p>周辺の農業上の利用に影響を及ぼすことは無いと思われま。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えま。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いたします。</p>
議長	<p>それでは、東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま。</p>
地区委員 23番	<p>申請地につきましては、事務局から詳細な説明があつたとおりでございます。</p> <p>11月2日に地区委員で現地調査を行いました。申請地は150号線のですね、高崎交差点から北西に50mほどいったところにある農地であります。</p> <p>付近は一般住宅、事業所、それから農地が点在する地域となります。申請地の東側は市道で、西側は申請地から1mほど低いですが、水路があります。また、南側は雑種地で、北側は一般住宅となっております。</p> <p>申請地は継続的に野菜等の栽培を行う計画となっておりますので特に大きな問題は無いと思いま。</p> <p>付近にも影響はないため、地区審査では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いたします。</p>

議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の、番号21を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号の番号21は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号の番号22を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号22を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、瀬戸川に架かる入江橋のたもと西側に位置している農業振興地域内の農地で、現況は畑です。</p> <p>譲渡人は近隣に居住しており、耕作しておりましたが、今後も継続して耕作していくことに窮する状況でした。</p> <p>譲受人は、申請地の東側、農家住宅だった宅地を有機農法で畑の耕作をしており、既に売買で所有権を取得しています。宅地内には農業用倉庫もあり、現在利用しています。今回の農地法3条申請に併せて、倉庫部分については農業用施設証明を、倉庫部分以外で現況農地であることの証明申請を受けています。</p> <p>今般、南側及び西側隣接地を併せて、所有権を取得し、申請地を含め一体的に有機農法を取り入れた耕作をしたく、譲渡人との間で売買の合意が得られたため、申請に及んだものであります。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況については前述のとおり、購入した農業用倉庫に保管し、現在も利用しています。現在の耕作状況は良好であり、周辺の農地も申請者の耕作地のみとなり、農業上の利用や影響は無いと考えます。</p> <p>なお、過日11月10日、申請者に地区審査会に出席を依頼し、今後の営農計画についてヒアリングを実施しました。その際に、申請者は有機農法を志す農業者であること、農作物の栽培について詳細に計画していること、今後も確実に耕作することを確認しました。事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 17番	<p>ただいまご説明のありましたとおりですが、報告5号、報告6号に関連した議案になります。</p> <p>内容的には事務局からの説明のとおりでして、申請内容について問題なく、許可相当と判断いたします。</p> <p>今回の申請の農地で多くの種類を計画されています。例えば、みかんや、かぼす、キウイ、柿だ、野菜だと面積の割に非常に種類が多いというような計画でしたので、今後どのような計画をお持ちですか、というのをお聞きするのが目的でヒアリングを行いました。</p> <p>今までは農家の方のお手伝いをしていたが、地域の子供たちに農業を体験させるという活動をされていたが、多くの作物を他人の土地で作ることができな</p>

	<p>いということで、自分の農地を取得して、有機農法で栽培し、体験型農業をしていきたいというようにお考えでした。また市民体験活動として、会員を募り、出来上がった収穫物をそのメンバーに渡すプランというお話しでした。</p> <p>我々、地区委員としては、今後農地が耕作放棄されないとは思いますが、地区委員で定期的に状況把握をしていきます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号22を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号22は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号の番号23を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号23を朗読後、説明】</p> <p>申請地は焼津自動車学校から東へ約300mに位置している農業振興地域内の農地です。</p> <p>譲渡人は近隣に居住していますが、耕作が難しい状況でした。</p> <p>譲受人は、現在申請地を耕作しており、今般、所有権を取得し申請地を今後も耕作したく、譲渡人との間で売買の合意が得られたため、申請に及んだものであります。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況について問題なく、また、現在の耕作状況より変更がないことから、周辺の農地への農業上の利用、影響はありません。</p> <p>1筆は引き続き水稻を、もう1筆は畑で野菜を作付する計画です。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 9番	<p>詳細については事務局から説明がありましたけれども、こちらはすでに譲受人が耕作されているところであり、そこを所有権移転して、明確にするということで今般の申請になったわけですが、畑は写真のとおりで、南側境界に水路があり、両側は水田で水稻を作っております。周りへの影響は今までと変わらず水稻を作るため影響は無い、軽微であると判断し、地区では許可相当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号23を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号23は許可することに決定しました。</p>

議長	<p>続いて、議案第1号の番号24を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号24を朗読後、説明】</p> <p>申請地はJA大井川育苗センターから北東へ約500mに位置している農業振興地域内の農用地です。</p> <p>申請地は、譲渡人とその兄である〇〇が共有名義であり、共に耕作していました。</p> <p>譲渡人は近隣に居住していますが、昨今は、耕作が難しくなっており、〇〇が耕作している状況でした。</p> <p>譲受人は、父である〇〇と同一世帯で現在も共に申請地を耕作しています。今般、申請地を今後も世帯で耕作するため、叔父である譲渡人との間で持ち分贈与の合意が得て申請に及んだものであります。</p> <p>譲受人の世帯で農機具等の保有状況について問題なく、現在の耕作状況より変更がないこと、引き続き水稻を作付するため、周辺の農地への農業上の利用影響は無いと考えます。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 4番	<p>11月7日に地区の委員で現地確認をさせていただきました。</p> <p>先ほどの事務局の説明のとおりでございます。叔父から甥へ所有権移転をしたいということで、譲受人は、譲受人の父と耕作しており、農機具の保有状況や一生懸命耕作しておりますので、今後もこの土地も同様に耕作され、また今までどおりの耕作するため、問題は無いと思います。</p> <p>地区審査では許可相当であると判断いたしました。</p> <p>皆様方、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号24を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号24は許可することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第1号の番号25を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号25を朗読後、説明】</p> <p>申請地は特別養護老人ホーム福聚荘から南西へ約300mに位置している農業振興地域内の農用地です。</p> <p>申請地は、譲受人が利用権設定して借り受け、耕作している田です。</p> <p>譲渡人は近隣に居住していますが、以前から、耕作することが出来ず、譲受人が長く耕作している状況でしたが、今般、所有権移転を目的に譲受人との利用権の合意解約が成立しました。</p>

	<p>譲受人の世帯は認定農業者であり、農機具等の保有状況について問題なく、現在の耕作状況より変更がないこと、周辺の農地への農業上の利用、影響は、引き続き水稻を作付するため問題無いと考えます。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 19番	<p>詳しく事務局が説明したとおりです。</p> <p>今まで20年くらい預かっていた農地を買い取って欲しいということで申請となりました。申請地で稲を刈った後、小麦を撒いて二毛作をする計画です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本議案に関係する委員につきましては、本議案の裁決が終わるまで退室を、お願いします。</p> <p>【委員 退室】</p> <p>質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号25を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号25は許可することに決定しました。</p> <p>それでは、退席されていた委員の入室を 認めます。</p> <p>【委員 入室】</p>
議長	<p>続いて、議案第1号の番号26を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号26を朗読後、説明】</p> <p>申請地は藤守の田遊び伝承館から東へ約200mに位置している農業振興地域内の農用地です。</p> <p>譲渡人は相続で農地を取得し、姉妹で保有していますが、以前から、耕作することが難しく、耕作を頼んでいる状況でした。</p> <p>譲受人は、近隣で水稻中心に耕作していますが、譲渡人から所有権を譲りたいと申し出があり、売買で合意が得られたため申請に及んだものであります。</p> <p>譲受人の耕作及び経営状況、農機具等の保有状況について問題なく、周辺の農地への農業上の利用、影響は、現在と同じ水稻を引き続き水稻を作付するため無いと考えます。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>

	ます。
地区委員 19番	先ほどの議案と同様で、譲受人の自宅の近くの農地であり、長く預かって耕作していたところを買ってほしいということで売買に至ったわけです。 今までどおり引き続き耕作されることから影響は無いと思います。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号26を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第1号、番号26は許可することに決定しました。
議長	続いて、議案第1号の番号27を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第1号、番号27を朗読後、説明】 申請地は大井川・焼津・藤枝スマートインターチェンジ出入口から、北西へ約300mに位置している農業振興地域内の農用地です。 譲渡人は、農地を所有していますが、以前から耕作することが難しい状況でした。 譲受人は、隣地で耕作していますが、譲渡人から所有権を譲りたいと申し出があり、売買で合意が得られたため申請に及んだものであります。 譲受人の耕作及び経営状況、農機具等の保有状況について問題なく、1筆については現在耕作している隣地農地と併せて水稻栽培を計画、もう1筆は野菜栽培を計画しているようです。 周辺の農地への農業上の利用や影響については、引き続き隣地とともに耕作するため無いと考えます。 事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	それでは、相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 8番	11月1日に地区委員で現地調査を行いました。 三角の小さい農地の出入り口について疑問に思っ確認したところ、隣接地の水田とあわせて耕作するというので、今よりもきれいに耕作されると判断しました。許可相当であると考えます。 以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号27を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第1号、番号27は許可することに決定しました。
議長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認

	申請について」の番号3及び議案第3号農地法第5条の規定による許可について」番号27が 関連する議案でありますので、一括して審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>【議案第2号番号3、議案第3号番号27を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、大富小学校から東へ500mほどに位置している昭和59年7月に分家住宅敷地で農地法5条許可を得た敷地です。</p> <p>使用貸人は、現在、市内に居住しており、今般、相続で所有権を取得しました。今回5条申請の使用貸人は、昭和59年に農家の分家住宅建築の計画を立て、当時の譲受人として許可を得ましたが、人事異動に伴う転勤があり、建築の計画を一時断念しました。その後、現居住地のマンションを購入したため、転用計画は実現せず、現在に至っています。</p> <p>今回、転用計画を承継し、申請地を相続で取得した〇〇氏と、息子である□□氏が使用貸借で分家住宅を建築する計画について、都市計画法の許可の見込みも得られたため、今般計画変更及び再5条の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側は道路、東側、南側は田、西側は道路であり、すでに申請地は造成し、駐車場として利用していました。</p> <p>許可済地であり審査したところ、生活排水経路や周辺の農地への影響がないと判断できることから、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>計画変更申請と併せてご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地区委員 9番	<p>11月8日に大富地区委員5人で現地の確認をしました。これはもうすでに、昭和59年に5条の転用の許可が出ている物件なんですけれども、ただその上には何も無く、造成をされて宅地になっていますけど、新たに分家住宅の再申請ということで、5条申請が出てきました。</p> <p>樹木が1、2本立っているだけで、駐車場として使っているということで、普段は車が置いてありました。</p> <p>周りの農地への影響というのは 昭和59年の許可申請の時に確認されていると思いますけれども、軽微なものと思われるので、地区としては許可相当と判断いたしました。</p> <p>皆様方、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号3及び 議案第3号の番号27を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号3及び議案第3号番号27は許可することに決定しました。</p>
議長	続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業 計画変更承認申請について」の番号4及び議案第3号農地法第5条の規定による許可について」番号29が 関連する議案でありますので、一括して審議します。

	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号4、議案第3号、番号29を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、国道150号線富士見橋より南東へ約1,000m、大井川河川敷運動場の北50mほどに位置している農業振興地域の第3種農地です。西側の土地は令和6年11月に駐車場敷地を目的とした農地法5条許可を得た許可済地ですが、今回、隣接地と同時に5条申請し、工場建築の目的に計画を変更するものです。</p> <p>譲渡人は、相続で所有権を取得しましたが、耕作することが出来ず、隣地工場を操業している法人の売却打診に同意し、申請するものです。</p> <p>譲受人は、申請地隣地で、コンクリートパイプ、ポール、ヒューム管その他コンクリート製品の型枠ならびにその製造機械の販売を行っています。今回、既存工場から製造組み立て工程部門を移し、事業の効率化を図るため工場建築計画を進めています。</p> <p>申請地の北東側は宅地及び水路、北西側は道路、南西側は用水路、南東側は工場敷地であり、周辺に農地はありません。</p> <p>本申請は、水路部分の一部払い下げを受けるなど事業面積が大きく、市の土地利用承認、都市計画法の開発行為など他法令の申請許可が同時に進んでおり、緑地や調整池の基準面積も満たすよう計画されています。他法令の審査、農業用水への影響が無いよう防除施設が検討されることを、過日の11月10日、転用計画者とのヒアリングで確認しました。なお、事業面積規模が大きいため、今月の農業会議への諮問案件であることを、お知らせします。</p> <p>計画変更申請と併せてご審議のほど、よろしくお願いたします</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 8番	<p>11月1日に委員3名で現地を確認いたしました。場所は河川敷の運動公園の入り口前となります。</p> <p>昨年、そのすぐ横、道路脇を5条許可で駐車場の転用許可を受けておりました。スライド、申請地の上に一軒家がありますけど、その家に迷惑をかけるかという条件で、工場用地を取得できたということでした。全面的に道路から工場まで農地はなくなります。一部宅地の脇に畑が残る程度で、そこは水路上も問題ないので、周りに与える影響は軽微なものと考えます。</p> <p>地区委員では許可相当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号4及び議案第3号の番号29を許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号4及び議案第3号、番号29は許可することに決定しました。</p>

	<p>続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号5及び議案第3号農地法第5条の規定による許可について」番号30が 関連する議案でありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号5、議案第3号、番号30を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、上泉の配水場から北西へ400mほどに位置している、平成12年12月に農地法5条許可を得た既存宅地の要件がある敷地で、今回、当初の目的である住宅敷地から計画を変更し、再5条申請をするものです。</p> <p>譲渡人は、市内に居住し、当初計画では借家住まいをしていた長男と同居するため住宅建築を予定していましたが、計画が無くなり、申請者の会社駐車場として利用していました。</p> <p>譲受人は、娘夫婦と同居していますが、孫の成長とともに現住居が手狭となり、娘夫婦宅を出ることを考えていたところ、借家に住む長男夫婦の第2子誕生に伴い、同居をする住宅建築を計画しました。</p> <p>土地を譲受人が取得し、新居は長男が建築し、同居する計画です。都市計画課での既存宅地の確認も得られています。</p> <p>今回敷地は606㎡で1軒の住宅ですが、建築基準法の接道要件により複数棟建築することは困難であり、他の用途での利用は現実的でないことを理由とした申請となります。</p> <p>申請地の北側は宅地、西側は水路、東側は道路、南側は水路であり、すでに申請地は許可を得て造成されています。</p> <p>許可済地であり審査したところ、生活排水経路など、周辺の農地への影響がないと判断できることから、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>計画変更申請と併せてご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 8番	<p>ここも同じく11月1日に現地調査を行いました。</p> <p>場所はちょうど、はばたき橋の交差点と港湾道路が接しているところから、300mくらい南下したところに申請地があります。</p> <p>ここはもともと造成がしてあって、排水とかには特に問題なく、用水も港湾道路の方から家の前を通過して、田んぼに入るようになっているため、問題は無いと思います。</p> <p>元々住宅地の裏にまた宅地ができるため、排水の問題も特にないと思います。許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号5及び議案第3号の番号30を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号5及び議案第3号、番号30は許可す</p>

	<p>ることに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号28を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号28を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、大島体育館から西へ約500mに位置している農業振興区域内の第3種農地です。</p> <p>譲渡人は、自宅隣地に農地を所有していますが、耕作が出来ず、現在に至っています。</p> <p>譲受人は、近隣で、土木建設業を営んでおり、資材置場を多数所有、借地して事業を展開していますが、今般、市内の〇〇地内で借地していた資材置場の返還を求められており、資材置場に不足が生じ、代替え先として本申請地を取得したく、譲渡人との売買契約の合意が成立し、申請に及びました。</p> <p>申請地周辺の状況は南側道路、北側、西側が宅地、東側が現況雑種地であり、敷地の東西を水路が横断していますが、河川占用許可を得て、一体的に利用する計画です。</p> <p>排水は雨水のみ、周囲をコンクリート擁壁や見切りブロックを施工し、被害防除対策を行います。</p> <p>法人の事業上、資材置場として必要性が高く転用の確実な実行性が見込め、また、申請地周辺の農地に与える影響はないと判断できることから、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 9番	<p>11月8日に地区の委員5人で現地を確認しました。</p> <p>敷地としては非常に狭いところなんですけれども、この付近に譲受人が資材置場として今造成をしているところがありますので、そのうちの一部として使うということ。</p> <p>東側に農地があるんですけれども、計画によると敷地に蓋のついているU字溝を設置するという計画で、東側の農地への影響は軽微なものであるというように考えられます。もしこれが全部埋めてしまうと、水路が無くなって水がこなくなってしまう農地として管理できなくなってしまうのですが、U字溝を設置する計画でありますので、そのようになれば特に東側の農地に対する影響は軽微だと思われま。</p> <p>地区審査では、周りに譲受人がたくさん資材置場を造成し作っているの、それと併せて許可相当と判断いたしました。</p> <p>皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。ちょうど〇〇のコンビニの右斜め前、北側のところのことですね。</p> <p>では、質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p>

	<p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号28を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号28は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。</p> <p>本議案に関係する委員につきましては、本議案の裁決が終わるまで退室を、お願いします。</p> <p>【委員 退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【議案第4号を説明】
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号は原案のとおり、計画を策定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号を承認することに決定しました。</p> <p>それでは、退席されていた委員の入室を 認めます。</p> <p>【委員 入室】</p> <p>以上をもちまして、令和7年11月総会を終了します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>